

## 軽自動車税についてのお知らせ

平成30年度の軽自動車税の納税通知書を5月上旬に送付します。軽自動車税は毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。税額は車種等により異なりますので、同封の書類をご確認ください。

### 【軽自動車税の減免申請】

以下の「障がいの範囲一覧」に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税の減免制度が設けられています。減免は障がいのある方1人につき1台です。なお、普通自動車と併せて減免はできませんのでご注意ください。

### 障がいの範囲一覧

障がいの区分	身体障がい者等本人が運転する場合		生計を一にする者または常時介護者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障がい	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	2級および3級		2級および3級	
平衡機能障がい	3級		3級	
音声機能障がい (咽頭摘出者に限る)	3級	特別項症から第2項症までの各項症	/	
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級および5級			特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	/	1級および2級(1上肢のみの運動機能障がいを除く。)	/
	移動機能		1級および3級(1下肢のみの運動機能障がいを除く。)	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障がい				
呼吸器機能障がい				
小腸の機能障がい				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級および4級	/	1級から3級までの各級	/
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級			
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
知的障がい者	児童相談所または福祉相談センターで重度の知的障害者と判定されて、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄にAと記載されている方			
精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により精神障害者と判定されて、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている方			

※身体に複数の障がいを有する方は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級を、それぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

## 平成30年度 町税等の納期限(口座振替日)のお知らせ

納期限 (口座振替日)	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月
	5/31 (木)	7/2 (月)	7/31 (火)	8/31 (金)	10/1 (月)	10/31 (水)	11/30 (金)	12/28 (金)	1/4 (金)	1/31 (木)	2/28 (木)
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期一括		2期		3期		4期				
町県民税 (普通徴収)		1期一括		2期		3期		4期			
国民健康保険税 (普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期	6期		7期	
後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期一括	2期	3期	4期	5期		6期	7期	8期

### 固定資産税についてのお知らせ

平成30年度の固定資産税の納税通知書を5月上旬に送付します。課税の内容は、同封の課税明細書をご確認ください。課税明細書の再発行はしていませんので大切に保管してください。

固定資産税の評価は、平成30年1月1日現在の現況地目で決定し、その時点の所有者に課税されます。平成30年1月1日以降の土地の売買や相続により所有者が変更されても、今年度の課税には反映されません。

#### ■納税通知書が届かない?

所有している固定資産の課税標準額の合計が、土地で30万円、家屋で20万円に満たない場合は固定資産税が課税されません。このため、固定資産を所有していても納税通知書が送付されない場合があります。

#### ■評価が下がっても税額が上がるのはなぜ?

評価額が同じであれば税額も同じというのが平等な税負担となりますが、宅地および宅地批准の雑種地の場合、急激な税負担の上昇を避ける措置として、平成6年度以降徐々に課税標準額が評価額に近づくよう調整しています。評価額が減少しても税額が上昇している土地もありますのでご理解ください。

#### 【固定資産税の減免申請】

下記に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、その他の事情により固定資産税の納付が困難な方は下記までご相談ください。

- ①生活保護世帯の方
- ②火災、雪害、風水害等で被害を受けた方
- ③所有地を集落会館など公益のために使用されている方

### 軽自動車税・固定資産税の減免申請期限は5月24日(木)です

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。  
※申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

農 政 課

### 美郷町地域農業再生協議会の臨時職員を募集します

募集内容 ● 一般事務職員 1名  
業務内容 ● データ入力作業等  
資格等 ● パソコン操作(Excel)のできる方  
雇用期間 ● 5月21日(月)～平成31年3月31日(日)  
勤務時間 ● 午前8時30分～午後5時15分  
1日7時間45分勤務、週5日勤務、土日祝日休み

勤務場所 ● 美郷町役場農政課  
時 給 ● 760円(その他交通費支給)  
加入保険 ● 健康保険、厚生年金、雇用保険等  
申込方法 ● 応募はハローワーク大曲を通じて行ってください。  
申込期限 ● 5月10日(木)

ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908